

## 補装具費支給制度における種目（意思伝達装置）の構造に関する調査研究

研究分担者 井村 保 中部学院大学 看護リハビリテーション学部 教授

### 研究要旨

補装具費支給制度では、基準にない新しい方式の装置等は特例補装具として支給されることがある。重度障害者用意思伝達装置の場合は、視線入力により文字決定を行う装置が市販され、その購入の申請・特例補装具費支給も見られるが、各地で統一的な対応にはなっていない。そのため、適合判定を行う身体障害者更生相談所、支給決定を行う市区町村に対するアンケート等により、支給・判定の実態を照会し現状を把握した。その結果、平成27年度においては意思伝達装置の補装具費支給件数のうち5%以上の視線入力方式の支給であったと推測された。しかし、基準化を想定して提示した複数案については、各地の更生相談所等で賛否が分かれ、判定前の他機関連携を含め、多くに受け入れられる基準案の作成のために、さらなる課題の確認・検討が必要になる。

### A. 目的

重度障害者用意思伝達装置（以下、意思伝）にかかる補装具費の支給については、身体障害者更生相談所（以下、身更相）の適合判定を経て、市町村が行うことになっている。このとき、補装具費の支給対象となるものは、厚生労働省告示（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）（以下、告示）の購入基準に規定されているが、基準にないものでも真に必要な性が認められる場合には、特例補装具費として支給される場合がある。この数年、パーソナルコンピュータ（以下、PC）をはじめとする情報技術の発展により意思伝においても告示の基準にないが、同等の効果をもたらす機器等の開発・販売も行われ、その取扱いが既製品と異なる場合があり、各地で統一的な対応がとられていないことが危惧される。そのため、望ましい基準の設定にむけて、種目構造上の問題点の抽出および整理と明確化が必要になる。

また、意思伝の導入においては、対象者の多くが指定難病である筋委縮性側索硬化症（以下、ALS）であることから、補装具費支給事務取扱指針（以下、指針）にもあるように、導入判定時には難病行政を所感する保健所や医療機関等との連携等も必要であり、その実態の把握も必要である。

そこで本分担研究は、各地での対応状況の照

会調査等により、次年度にまとめる新しい種目構造の候補案作成の基礎資料として論点整理することを目的とする。

### B. 方法

#### B-1. 統計資料による支給の実績調査

補装具費支給実績は、厚生労働省が社会福祉行政業務報告例（福祉行政報告例）にて公表している。この統計資料の中から、意思伝にかかる購入・修理基準や特例補装具費に関するデータを抽出し、支給実績を明らかにするとともに、特例補装具費の支給金額と支給件数から、その内訳を推測した。

#### B-2. 市区町村に対する照会調査

補装具費の支給決定を行う全国すべての市区町村に対して、過去3年度にわたる、意思伝の支給実績の有無、特例補装具費の実態等を郵送調査により照会した。

なお本調査は、本研究課題における他の種目に関する調査と一括して実施した。

#### B-3. 身体障害者更生相談所等に対する照会調査

特例補装具費の詳細（支給機種名、判断基準等）や、判定における試用等での他機関との連携等を把握している資料はない。そのため、実

際に、適合判定を行う身更相ならびに対応件数の多い中核市、東京都特別区に対して以下の内容を郵送調査により照会した。

- ① 意思伝の補装具費支給実態
- ② 特例補装具を基準に組み入れる際の種目構造の見直しに関する課題等
- ③ 判定前の試用等における他機関との連携

#### B-4. 保健所に対する照会調査

意思伝の利用者の多くがALS患者であることから、その全患者を公的に把握できるのは保健所である。このとき、保健所においては、意思伝をはじめとする補装具制度に関する説明や、コミュニケーション支援のための他機関連携等の情報提供の有無が、意思伝の利用に大きく影響するといえる。そのため、全国の保健所（支所は除く）を対象に、それらの実態を郵送調査により照会した。

#### B-5. 医療機関等に対する照会調査

意思伝の導入前後における身体評価や利用指導は、病院等の医療機関や訪問介護ステーション等の訪問リハビリテーション等で関わる場合も多い。このとき、医療機関等での意思伝の取り扱い経験の有無・多少も支援実施に影響することが危惧される。そのため、一部の医療機関や訪問介護ステーションを対象に、それらの実態を郵送調査により照会した。

### C. 結果

#### C-1. 統計資料による支給の実績調査

現時点で公開されている資料のうち、自治体への照会調査（B-2、B-3）の期間にあわせて、平成26-27年度分の件数を確認した。（平成28年度分は未発表。）

全支給決定件数において特例補装具が占める割合は、購入件数ベースでは平成26（2014）年度では657件中34件（5.2%）、平成27（2015）年度では605件中41件（6.8%）であった（表1参照）。

また、特例補装具費の支給決定額と金額から推測される機種構成は、一体型の視線入力装置の支給件数が、平成26（2014）年度では24件（3.7%）以上、平成27（2015）年度では34

件（5.6%）以上であったと推測される<sup>1</sup>。

表1. 重度障害者用意思伝装置にかかる補装具費支給実績（件数）

	平成26年度		平成27年度	
	申請	決定	申請	決定
購入件数	582	568	533	512
難病	58	55	53	52
(特例)	33	32	42	41
難病	2	2	0	-
合計	675	657	628	605
決定率	97.3%		96.3%	
修理件数	463	463	445	442
難病	4	4	10	10
(特例)	12	12	12	12
難病	0	-	0	-
合計	479	479	467	464

購入(特例)決定額(難病を含む)  
 平成26年度：34,817（千円）  
 平成27年度：49,664（千円）

#### C-2. 市区町村に対する照会調査

調査票は、2016年11月に全国1,741自治体（790市、23区、745町、183村）に送付し、909自治体（489市、14区、346町、66村）からの回答あった（回答率：52.2%）。

このうち、意思伝の支給実績ありは、398自治体（43.8%）で確認でき、1023件の申請中981件の支給（平成26-27年度分では767件の申請中759件の支給（99.0%）；C-1で確認した全支給件数に対しては、60.0%の判明）があった。

主な結果は以下の通り。詳細は付表1および参考資料1に示す。

- 1) PCにソフトウェアを組み込んだ装置の申請  
 248自治体において、522件の受付が確認された<sup>2</sup>。このうち、25件（4.8%）は特例補装具として支給決定に至っている。

<sup>1</sup> 井村保：「視線入力方式意思伝装置における特例補装具費支給実態の推測」平成26年度厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業（障害者対策総合研究開発事業（身体・知的等障害分野））「音声言語機能変化を有する進行性難病等に対するコミュニケーション機器の支給体制の整備に関する研究」班分担報告書で用いた計算方式にて試算。

<sup>2</sup> ただし、件数から判断すると本来は特例扱いでない機種（組み込みPC型の専用機器）もこの中に含まれていると考えられる。

2) 視線入力方式による文字入力を行う装置（一体型）の申請

63 自治体において、76 件の受付が確認された。このうち、34 件（44.7%）は特例補装具として、22 件（28.9%）は基準内において支給決定に至っている。

3) 視線入力装置（視線検出装置を取り付けた PC）の申請

14 自治体において、14 件の受付が確認された。このうち、10 件（71.4%）は特例補装具として支給決定に至っている。

4) 機種に関係なくソフトウェアのバージョンアップを目的とした耐用年数内の（再）申請

8 自治体において、9 件の受付が確認された。このうち、5 件（55.6%）は特例補装具として、2 件（22.2%）は基準内において支給決定に至っている。

### C-3. 身体障害者更生相談所等に対する照会調査

調査票は、2016 年 12 月に 147 の自治体（都道府県身更相 78、指定都市身更相 20、中核市 47、東京都特別区 23）に発送し、78 の自治体（都道府県身更相 35、指定都市身更相 13、中核市 17、東京都特別区 12、未記入 1）からの回答があった（回答率：53.1%）。

主な結果は以下の通り。また、詳細は参考資料 2 に示す。

#### ① 意思伝達装置の補装具費支給実態

B-1 同様の調査であるが、回答自治体の相違により、若干の差異が見られる。

1) 視線入力方式による文字入力を行う装置（一体型）の申請

基準内対応 13 件に対し、特例補装具としての対応は 60 件ある（特例率：82.2%）。

2) 視線入力装置（視線検出装置を取り付けた PC）の申請

基準内対応はなく、特例補装具としての対応は 10 件ある（特例率：100.0%）。

3) パソコンにソフトウェアを組み込んだ装置の申請

プリセットの場合、基準内対応 311 件に対し、特例補装具としての対応は 50 件である

（特例率：13.9%）<sup>3</sup>。

4) 個人所有の PC にソフトウェアを追加して意思伝とする場合

基準内対応 9 件に対し、特例補装具としての対応は 7 件ある（特例率：43.8%）。

なお、「現行基準で判断に苦慮すること」については、42 カ所（89.4%）がありと答え、視線入力に関するものは 14 カ所、ソフトウェアの追加に関するものは 4 カ所あった。

#### ② 特例補装具を基準に組み入れる際の種目構造の見直しに関する課題等

種目構造の改正案として検討が必要となる 3 項目にて、複数の試案作成しその賛否（支持）や実施において想定される課題等を郵送調査により照会した。各項目での試案の概要と、支持数は以下の通り。

1) 視線入力にかかる事項

##### 【A案】23

購入基準に新たな名称（方式）として「視線入力方式」を追加する（一体型の標準とする考え方）

##### 【B案】31

修理基準に「視線検出式入力装置（スイッチ）交換」を追加する（視線検出装置を文字等走査方式のスイッチとする考え方）

##### 【C案】10

日常生活用具として扱う（PC を操作する入力装置（代替マウス）として情報通信支援用具での扱いを原則とする）

##### 【その他】6

2) 専用機器の解釈にかかる事項

##### 【A案】36

現行の補装具制度を基本とし、専用機器としてのみの利用に制限する（他の用途への兼用・転用は認められない）

##### 【B案】23

現行の特例補装具の対応を基本とし、専用機器の機能を満たせば、他の用途との兼用は可能とする（ただし、転用は認められない）

<sup>3</sup> ただし、件数から判断すると本来は特例扱いでない機種（組み込み PC 型の専用機器）もこの中に含まれていると考えられる

### 【C案】9

現行の日常生活用具の対応を基本とし、本体は自己負担（アプリケーションのみ支給対象）とした上で、利用制限は行わない。

### 3) ソフトウェアのバージョンアップにかかる事項

#### 【A案】28

更新内容の把握や責任所在の明確化のために修理基準で対応を基本とする。

#### 【B案】22

一定の条件の範囲では、申請（届出）なしでの更新を認める（主な条件は下記）。

- ・セキュリティーレベルの確保や機能拡充を業者または自己負担で実施は可。
- ・基準外の機能の追加は不可。

#### 【C案】10

支給後の本体については自己責任のもと、利用者の判断で行ってよいとする。

#### 【その他】2

### ③ 判定前の試用等における他機関との連携

適合判定前に何らかの連携があると答えたのは、有効回答75か所中39か所（52.0%）である。病院・医療機関を明記しているのは、18か所（46.2%）であるが、保健所（保健師）を明記しているものは3か所（7.7%）に留まった。

### C-4. 保健所に対する照会調査

調査票は、2016年12月に全国の保健所（支所を除く）460カ所を対象に、研究概要や返送用封筒等とともに発送し、262件の有効回答（57.0%）を得ている。

主な結果は以下の通り。また、詳細は参考資料3に示す。

#### 1) ALS患者に対するコミュニケーション支援として、保健所の役割として考えるもの（複数回答での選択数が多いものを抜粋）

- ・専門機関への橋渡し（紹介・引継ぎ）：  
241(92.0%)
- ・公的制度（補装具費支給制度等）を利用するための助言・説明：  
232(88.5%)
- ・文字盤等の初歩的なコミュニケーション手段の紹介・教示：  
191(72.9%)

#### 2) ALS患者に対するコミュニケーション支援

として、実際に（保健所で）対応可能なもの（複数回答での選択数が多いものを抜粋）

- ・障害者総合支援法・補装具費支給制度や日常生活用具給付事業の説明：207(79.0%)
- ・透明文字盤等のIT機器を用いない手段の紹介：  
204(77.9%)
- ・管内または近隣の、コミュニケーション機器の取り扱い事業者の紹介：132(50.4%)

#### 3) 連携を取っている他機関（複数回答）

- ・医療機関：139(53.1%)
- ・訪問事業所：118(45.0%)
- ・機器業者：104(38.7%)
- ・更生相談所：31(11.8%)
- ・その他：135(51.3%)

### C-5. 医療機関等に対する照会調査

調査票は、2016年12月に、病院・診療所、訪問看護ステーションの中から967カ所に発送し（うち35通は異動等での返送）、有効回答数120通（回収率12.9%）であった<sup>4</sup>。うち、意思伝の導入支援にかかわった経験があるのは、89カ所であり、以下の集計対象とする。

経験のある主な結果は以下の通り。また、詳細は参考資料4に示す。

#### 1) デモ機の確保について

- ・自己所有：1(1.1%)
- ・他機関から借用：13(14.6%)
- ・業者等から借用：36(40.4%)
- ・その他：7(7.7%)

#### 2) 可能な支援内容について

- ・入力装置の調整・再適合：47(52.8%)
- ・本体設定の調整：37(41.6%)
- ・操作方法の指導：53(59.6%)
- ・インターネット設定等：27(30.3%)

#### 3) 他機関連携について（自由記述）

- ・具体例の記載あり：27(30.3%)  
医療機関・リハセンター(3)、  
保健所(4)、事業者(4)、ALS協会(3)、  
訪問リハのOT(2) など（重複あり）

<sup>4</sup> 本アンケートは、研究分担者（井村保）が実施する他の研究課題（公益財団法人 在宅医療助成 勇美記念財団「ALS患者に対するコミュニケーション機器導入支援体制の検証に関する研究」）でのアンケートに同封して実施した。

## D. 考察

これらの結果をふまえ、論点を以下の2点に集約して考察する。

### (1) 種目構造の見直しについて

この数年、特例補装具費として、視線入力方式により文字を綴り意思伝達を行う装置の支給が増加していることが確認されていたが、福祉行政報告例のデータからは平成 27 (2015) 年度では 34 件 (5.6%) 以上を占めることが推測された。加えて、市区町村および身更相への照会調査から、同じ装置であっても基準内の装置とみなして支給していることが、この他にも相当数確認できた。これは、指針に定める基準での対応を検討することが速やかに求められる状況であるといえる。

しかしながら、一体型の専用機器より安価になる視線検出装置を取り付けたPCの支給も増加しており、基準額の設定のみならず、専用機器としての構造の在り方について再考が求められることになるといえる。

このような状況の対応について、いくつかの改正試案への賛同を身更相ならびに東京都特別区・中核市の所管課に対する照会調査では、提示した案では大多数の支持が得られたものはない。そのため、次年度に予定する専門家委員会では、上位2案についての課題についてさらなる検討が必要と考えられる。

### (2) 補装具としての判定・導入体制について

意思伝の適合判定においては、その段階までに試用していることが求められる場合もあり、試用機の確保のみならず、導入前支援が重要で、早期からの対応が必要になる。補装具制度に沿って考えると医療機関での試用・訓練において治療用装具があればよいが、医学的な適合だけでなく、在宅療養生活の場で実際に利用できるための環境評価・確認も必要であり、相当期間の試用が求められる場合もある。

このとき、早期からの情報提供と試用機の確保ならびに利用指導が課題としてあげられるのは試用機の確保と、その利用のための指導である。しかしながら、ALS等の難病患者にとって、公的機関として早期からに係わる保健所保健師等では、補装具制度や具体的な装置に関する対応が不十分である場合も見られた。そのた

め、保健所から提供すべき情報を整理してまとめておくことが、相談に訪れる患者・家族のみならず、保健師等の専門職員にも有効であると考えられる。

また、試用機の確保としては身更相、保健所ならびに医療機関でも独自に確保している場合は少なく、事業者を紹介している場合も多く見られる。これは、購入につながる場合には補装具費本体価格の中での利益での対応範囲(営業経費)ということもできるが、購入にならない場合や、比較・検討のための試用となると、事業者には過度の負担になっていると考えられる。

## E. 結論

意思伝が補装具の種目になった平成18(2006)年以降、種目構造の大きな変更は行われてこなかったが、視線入力による文字綴りが普及するとともに、特例補装具費としての支給実績が増加していることから、告示に定める基準での対応を検討することが速やかに求められる状況である。

しかしながら、市販されている機器を追認し、対象として単純に基準に追加するのではなく、補装具としての要件や、現行の基準にある方式との整合性や、今後の普及が想定される方式(機種)の以降にも対応できる種目構造の見直しが求められる。

また、種目構造を見直しても判定前の試用や評価およびそれに関する情報提供なども必要であるとともに、医療機関等を含む他機関連携や、試用機の確保の方法やその費用についても併せて検討が必要である。

## F. 研究発表

### (1) 論文発表

なし

### (2) 学会発表

なし

## G. 知的所有権の出願・登録状況

なし

(※本研究に関しては、申告すべきCOI(利益相反)状態はない。)

付表 1. 市区町村／年度別 重度障害者用意思伝達装置の支給判定状況

(1)自治体数

1) 重度障害者用意思伝達装置の申請状況

	合計	あり	なし	不明
全体	909	398	444	67
	100.0	43.8	48.8	7.4
市	482	302	158	22
	100.0	62.7	32.8	4.6
区	14	13	1	0
	100.0	92.9	7.1	0.0
町	346	76	237	33
	100.0	22.0	68.5	9.5
村	66	6	48	12
	100.0	9.1	72.7	18.2

(2)支給件数

1) 重度障害者用意思伝達装置の申請状況

	合計
全体	981
26年度	383
27年度	386
28年度	222

2) パソコンにソフトウェアを組み込んだ装置の申請

	合計	申請受付・基準内(文字等走査入力方式)専用機器として支給決定	申請受付・特別補装具として支給決定	申請差し戻し等(日常生活用具としての申請を指導)	申請受付・支給不可	不明	非該当
全体	266	229	21	5	11	150	511
	100.0%	86.1%	7.9%	1.9%	4.1%		
市	211	180	16	4	11	107	180
	100.0%	85.3%	7.6%	1.9%	5.2%		
区	7	7	0	0	0	6	1
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
町	46	40	5	1	0	32	270
	100.0%	87.0%	10.9%	2.2%	0.0%		
村	2	2	0	0	0	4	60
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%		

2) パソコンにソフトウェアを組み込んだ装置の申請

	合計	申請受付・基準内(文字等走査入力方式)専用機器として支給決定	申請受付・特別補装具として支給決定	申請差し戻し等(日常生活用具としての申請を指導)	申請受付・支給不可
全体	522	472	25	8	17
	100.0%	90.4%	4.8%	1.5%	3.3%
26年度	208	189	11	0	8
	100.0%	90.9%	5.3%	0.0%	3.8%
27年度	182	164	9	6	3
	100.0%	90.1%	4.9%	3.3%	1.6%
28年度	132	119	5	2	6
	100.0%	90.2%	3.8%	1.5%	4.5%

3) 視線入力方式による文字入力を行う装置(一体型)の申請

	合計	申請受付・基準内(文字等走査入力方式)専用機器として支給決定	申請受付・特別補装具として支給決定	申請差し戻し等(一体型でない構成での再申請を指導)	申請差し戻し等(日常生活用具としての申請)	申請受付・支給不可	不明	非該当
全体	63	18	31	2	4	8	344	511
	100.0%	28.6%	49.2%	3.2%	6.3%	12.7%		
市	51	15	27	1	3	5	259	180
	100.0%	29.4%	52.9%	2.0%	5.9%	9.8%		
区	4	1	2	0	0	1	9	1
	100.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%		
町	8	2	2	1	1	2	69	270
	100.0%	25.0%	25.0%	12.5%	12.5%	25.0%		
村	0	0	0	0	0	0	6	60

3) 視線入力方式による文字入力を行う装置(一体型)の申請

	合計	申請受付・基準内(文字等走査入力方式)専用機器として支給決定	申請受付・特別補装具として支給決定	申請差し戻し等(一体型でない構成での再申請を指導)	申請差し戻し等(日常生活用具としての申請)	申請受付・支給不可
全体	76	22	34	10	2	8
	100.0%	28.9%	44.7%	13.2%	2.6%	10.5%
26年度	30	5	13	10	0	2
	100.0%	16.7%	43.3%	33.3%	0.0%	6.7%
27年度	29	12	12	0	1	4
	100.0%	41.4%	41.4%	0.0%	3.4%	13.8%
28年度	17	5	9	0	1	2
	100.0%	29.4%	52.9%	0.0%	5.9%	11.8%

4) 視線入力装置(視線検出装置を取り付けたPC)の申請

	合計	申請受付・基準内(文字等走査入力方式)専用機器として支給決定	申請受付・特別補装具として支給決定	申請差し戻し等(日常生活用具としての申請)	申請受付・支給不可	不明	非該当
全体	14	1	10	1	2	385	511
	100.0%	7.1%	71.4%	7.1%	14.3%		
市	12	0	9	1	2	291	180
	100.0%	0.0%	75.0%	8.3%	16.7%		
区	1	0	1	0	0	12	1
	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%		
町	1	1	0	0	0	75	270
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
村	0	0	0	0	0	6	60

4) 視線入力装置(視線検出装置を取り付けたPC)の申請

	合計	申請受付・基準内(文字等走査入力方式)専用機器として支給決定	申請受付・特別補装具として支給決定	申請差し戻し等(日常生活用具としての申請)	申請受付・支給不可
全体	14	1	10	1	2
	100.0%	7.1%	71.4%	7.1%	14.3%
26年度	3	1	2	0	0
	100.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%
27年度	4	0	3	0	1
	100.0%	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%
28年度	7	0	5	1	1
	100.0%	0.0%	71.4%	14.3%	14.3%

5) 機種に関係なくソフトウェアのバージョンアップを目的とした耐用年数の(再)申請

	合計	申請受付・再交付	申請受付・修理基準で対応	申請差し戻し等(日常生活用具としての申請を指導)	申請受付・支給不可	不明	非該当
全体	8	2	3	1	2	391	511
	100.0%	25.0%	37.5%	12.5%	25.0%		
市	6	2	2	1	1	296	180
	100.0%	33.3%	33.3%	16.7%	16.7%		
区	0	0	0	0	0	13	1
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
町	2	0	1	0	1	75	270
	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%		
村	0	0	0	0	0	6	60

5) 機種に関係なくソフトウェアのバージョンアップを目的とした耐用年数の(再)申請

	合計	申請受付・再交付	申請受付・修理基準で対応	申請差し戻し等(日常生活用具としての申請を指導)	申請受付・支給不可
全体	9	2	5	0	2
	100.0%	22.2%	55.6%	0.0%	22.2%
26年度	4	2	2	0	0
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
27年度	1	0	1	0	0
	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
28年度	4	0	2	0	2
	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%

※不明は、未記入等により状況が確認できないもの

(4) 重度障害者用意思伝達装置について (件数)

I. これまでに補装具・重度障害者用意思伝達装置の申請がありましたか？

あり (→下記の年度毎に件数をご記入ください(28年度は、集計期間もご記入ください。))

平成 26 年度：申請 ( 389 ) 件中、支給 ( 383 ) 件

平成 27 年度：申請 ( 378 ) 件中、支給 ( 386 ) 件

平成 28 年度：申請 ( 256 ) 件中、支給 ( 222 ) 件

※期間：平成 28 年 4 月 1 日から ( ) 月 ( ) 日まで (→II. へ進む)

なし (→III. へ進む)

(I. で「あり」の場合のみ、II. にお答えください)

II. そのうち、下記の申請がありましたか？また、どのような対応となりましたか？下記の年度毎に件数をご記入ください。(該当するが、時期や件数が不明の場合は、☑のみでもかまいません)

II-1. パソコンにソフトウェアを組み込んだ装置の申請(例：オペレートナビを組み込んだPC)

① 申請受付 ・ 基準内(文字等走査入力方式)専用機器として支給決定

あり [ 26 年度 ( 189 ) 件、27 年度 ( 164 ) 件、28 年度 ( 119 ) 件 ]

支給に関して貴市区町村で設定した基準額 ( 1.あり 480 千円・55 件、 2.なし )

② 申請受付 ・ 特例補装具として支給決定

あり [ 26 年度 ( 11 ) 件、27 年度 ( 9 ) 件、28 年度 ( 5 ) 件 ]

支給に関して貴市区町村で設定した基準額 ( 1.あり 621 千円・1 件、 2.なし )

(PC 本体代金は、 支給対象 11 、支給対象外(自己負担) 5 )

(組み上げ技術料は、 支給対象 9 、支給対象外(自己負担) 6 )

③ 申請差し戻し等(日常生活用具としての申請を指導)

あり [ 26 年度 ( 0 ) 件、27 年度 ( 6 ) 件、28 年度 ( 2 ) 件 ]

④ 申請受付 ・ 支給不可

あり [ 26 年度 ( 8 ) 件、27 年度 ( 3 ) 件、28 年度 ( 6 ) 件 ]

II-2. 視線入力方式による文字入力を行う装置(一体型)の申請(例：トビーP10)

① 申請受付 ・ 基準内(文字等走査入力方式)専用機器として支給決定

あり [ 26 年度 ( 5 ) 件、27 年度 ( 12 ) 件、28 年度 ( 5 ) 件 ]

支給に関して貴市区町村で設定した基準額 ( 1.あり 375 千円・6 件、 2.なし )

② 申請受付 ・ 特例補装具として支給決定

あり [ 26 年度 ( 13 ) 件、27 年度 ( 12 ) 件、28 年度 ( 9 ) 件 ]

支給に関して貴市区町村で設定した基準額 ( 1.あり 千円・7 件、 2.なし )

③ 申請差し戻し等(一体型でない構成での再申請を指導)

あり [ 26 年度 ( 10 ) 件、27 年度 ( 0 ) 件、28 年度 ( 0 ) 件 ]

④ 申請差し戻し等(日常生活用具としての申請)

あり [ 26 年度 ( 0 ) 件、27 年度 ( 1 ) 件、28 年度 ( 1 ) 件 ]

⑤ 申請受付 ・ 支給不可

あり [ 26 年度 ( 2 ) 件、27 年度 ( 4 ) 件、28 年度 ( 2 ) 件 ]

### Ⅱ－３．視線入力装置（視線検出装置を取り付けたPC）の申請

（例：トビーPC Eye + communicator、 miyasuku EyeCon 等）

- ① 申請受付 ・ 基準内（文字等走査入力方式）専用機器として支給決定  
あり [ 26年度（ 1 ）件、27年度（ 0 ）件、28年度（ 0 ）件 ]  
支給に関して貴市区町村で設定した基準額 （ 1.あり 450 千円・1件、 2.なし ）
- ② 申請受付 ・ 特例補装具として支給決定  
あり [ 26年度（ 2 ）件、27年度（ 3 ）件、28年度（ 5 ）件 ]  
支給に関して貴市区町村で設定した基準額 （ 1.あり      千円・1件、 2.なし ）  
（PC本体代金は、 支給対象 4 、支給対象外（自己負担）4 ）  
（組み上げ技術料は、 支給対象 1 、支給対象外（自己負担）6 ）
- ③ 申請差し戻し等（日常生活用具としての申請）  
あり [ 26年度（ 0 ）件、27年度（ 0 ）件、28年度（ 1 ）件 ]
- ④ 申請受付 ・ 支給不可  
あり [ 26年度（ 0 ）件、27年度（ 1 ）件、28年度（ 1 ）件 ]

### Ⅱ－４．機種に関係なくソフトウェアのバージョンアップを目的とした耐用年数内の（再）申請

- ① 申請受付 ・ 再交付  
あり [ 26年度（ 2 ）件、27年度（ 0 ）件、28年度（ 0 ）件 ]
- ② 申請受付 ・ 修理基準で対応  
あり [ 26年度（ 2 ）件、27年度（ 1 ）件、28年度（ 2 ）件 ]
- ③ 申請差し戻し等（日常生活用具としての申請を指導）  
あり [ 26年度（ 0 ）件、27年度（ 0 ）件、28年度（ 0 ）件 ]
- ④ 申請受付 ・ 支給不可  
あり [ 26年度（ 0 ）件、27年度（ 0 ）件、28年度（ 2 ）件 ]

Ⅱ－５．その他の特例補装具として該当するもの（申請があったが支給不可となったものも含む）があれば、その内容をここまでの項目と同じようにご記入ください。

（別記）

Ⅲ．各自治体（市区町村）において、意思伝達装置にかかる補装具費納入事業者（代理受領対象事業者）の決定について登録基準等がありますか？

- ① なし 743（81.7%）  
② あり 120（13.2%）  
（不明） 46（5.1%）

(別記)

Ⅱ-5. その他の特例補装具として該当するもの(申請があったが支給不可となったものも含む)があれば、その内容をここまでの項目と同じようにご記入ください。

41 件記入中、有効回答は 17 件 (16 件は該当・実績なし、2 件は基準該当、  
3 件は表記載あり、3 件は意思伝達装置以外、を除外)

既存の意思伝達装置から、マイトビーC15Eye、トビーPCEye への買い替えに関する相談があったが、結局筋電式スイッチへの修理で対応可能となった。

呼吸式(吸気式)入力装置のみの申請 申請受付・修理基準で対応 26 年度 1 件

判定時、実用的なデモ結果をもとに、適合されるものについて検討するも、病状の進行により、スイッチタイプの入力装置、ワイヤレスコール機器を特例で支給する結果になっている。(H28 年度、1 件)

指で入力する方式の装置(一体型)

基準額を超えた物であって、その物でなければならぬ明確な理由が得られなかったため。

※●●村では実績ありませんが、H29 年に、1 件、対象さんがいて、福祉サービスつなげていくところです。

歩行器 26 年度 1 件 27 年度 1 件 起立保持具 27 年度 6 件

26 年度 圧電素子式入力装置修理 呼び鈴分岐装置修理 27 年度 圧電素子式入力装置修理

既にパソコンを所有しており、インターネットに無料ダウンロードが可能な意思伝達用ソフトの使用で十分なため、新たに意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器を購入する必要がなかった。そのため、圧電素子入力が装置及び固定台の購入費用を支給(26 年度)。

圧電素式、空気圧式等のスイッチが基準額を超えており、この扱いについて特例補装具とせざるを得ない状況にある。

申請受付 支給決定 30900 円 基準超過額 22800 円 レッツチャット(高度な環境制御機能付) 固定台(自立スタンド式) 入力装置固定具 接点式入力装置(※どれに該当するか分からなかったので内容を記入しています)。

購入基準項目に該当しない視線入力スイッチ OG-1(眼輪筋の電位を拾うもの)について、特例補装具として支給したケースが H27 年度に 1 件あった。

現在、視線入力装置のトビーの支給認定手続き中。特別補装具での支給認定となるが、スタンドなどは修理基準をもとに上限額を設定。

意思伝達装置レッツ・チャット H28 年度特例補装具として 1 件支給決定(基準 349424 円決定額 329072 円)

・重度障害用意思伝達装置について 平成 21 年度に支給した方が、視線入力方式の装置を購入したいとの連絡は来ていますが、本人に操作可能なものがまだ見つからないとのことで、申請には至っておりません。

マイトビー C15Eye の申請があり、特例補装具として H27 年度に 2 件支給しました。

マイトビーC15 Eye については、支給できるか相談を受けたことがあります。このケースについては、検討段階で、他の基準内の重度障害者用意思伝達装置が使用できることが分かったので、申請には至りませんでした。このような事例は前例がなく、さらに非常に高額であることから対応に苦慮しています。

重度障害医者用意思伝達装置の基準の判断に関する調査 回答用紙

(身体障害者更生相談所 (57+20)、中核市 (47)・東京都特別区 (23) 障害福祉所管課)

※回収集【78/147】 36+12 17 13

I. 現状の確認

はじめに、各地での対応の現状と、苦慮している内容をお尋ねします。

※中核市・東京都特別区障害福祉所管課におかれましては、先に実施した全体の調査の詳細調査と  
の一部重複になり二度手間となってしまいますが、ご容赦下さい。

問 1. これまでに補装具・重度障害者用意思伝達装置の申請において、下記のような申請は、どのよう  
に判断しましたか？ 各期間での対応ごとの件数をお書きください。(件数をご記入いただくことが  
困難な場合は、「あり」または「なし」でのご記入をお願いします。)

事例		基準内対応	特例補装具	対象外(不可)
視線入力方式 (一体型)	26年度	( 8 ) 件	( 25 ) 件	( 4 ) 件
	27年度	( 5 ) 件	( 25 ) 件	( 3 ) 件
	28年度	( 0 ) 件	( 10 ) 件	( 0 ) 件
視線入力装置およびパソコンにソフト ウェアを組み込んだ装置 (事業者におい てプリセットアップした一式)	26年度	( 0 ) 件	( 0 ) 件	( 0 ) 件
	27年度	( 0 ) 件	( 2 ) 件	( 0 ) 件
	28年度	( 0 ) 件	( 8 ) 件	( 0 ) 件
視線入力装置およびパソコンにソフト ウェアを組み込んだ装置 (個人所有のP Cにあとから追加する場合、PC本体は 自己購入の場合)	26年度	( 0 ) 件	( 0 ) 件	( 0 ) 件
	27年度	( 0 ) 件	( 0 ) 件	( 0 ) 件
	28年度	( 0 ) 件	( 0 ) 件	( 0 ) 件
パソコンにソフトウェアを組み込んだ 装置 (事業者においてプリセットアップ した一式)	26年度	( 127 ) 件	( 19 ) 件	( 0 ) 件
	27年度	( 121 ) 件	( 23 ) 件	( 0 ) 件
	28年度	( 63 ) 件	( 8 ) 件	( 0 ) 件
パソコンにソフトウェアを組み込んだ 装置 (個人所有のPCにあとから追加す る場合、PC本体は自己購入の場合)	26年度	( 2 ) 件	( 4 ) 件	( 0 ) 件
	27年度	( 2 ) 件	( 0 ) 件	( 0 ) 件
	28年度	( 1 ) 件	( 1 ) 件	( 0 ) 件
その他の特別な扱い	26年度	( 4 ) 件	( 3 ) 件	( 0 ) 件
	27年度	( 1 ) 件	( 1 ) 件	( 0 ) 件
	28年度	( 4 ) 件	( 3 ) 件	( 0 ) 件

※28年度の対象期間：平成 28 年 4 月 1 日から ( ) 月 ( ) 日まで

問2. 現行基準で判断に苦慮することがありますか。

- ① なし **【32】**
- ② あり (下記) **【42】** . . . 記入内容は割愛
- (N/A) **【 4】**

II. 各課題に対する対応

問3. 別紙説明資料にまとめる提案で、ご賛同されるものをお書きください (○で囲んでください)。

3-1. 視線入力にかかる事項

A案 ・ B案 ・ C案 ・ 他の案あり (下記)

- 【23】 【31】 【10】 【 4】**      他、MA : 4 (AB, BC, AB他, ABC他)
- (N/A)                      **【 6】**

3-2. 専用機器の解釈にかかる事項

A案 ・ B案 ・ C案 ・ 他の案あり (下記)

- 【36】 【23】 【 9】 【 0】**      他、MA : 3 (AB, BC, B他)
- (N/A)                      **【 7】**

3-3. ソフトウェアのバージョンアップにかかる事項

A案 ・ B案 ・ C案 ・ 他の案あり (表のあと記入欄あり)

- 【28】 【22】 【10】 【 2】**      他、MA : 1 (AC)      (N/A)      **【 7】**

↓

以下の組み合わせについて

- ◎ . . . (費用の発生の有無を問わず) 修理申請が必要である
- . . . 費用の発生がなく (または自己負担) であれば、  
修理申請を行わずに対応して差し支えない
- × . . . (費用の発生の有無を問わず) 認められない

をそれぞれご記入下さい。

(B案での内訳)

<b>【◎/○/×】</b>	(a)	(b)	(c)	(d)
(ア)	1 / 15 / 3	2 / 16 / 2	4 / 11 / 4	7 / 11 / 1
(イ)	2 / 14 / 3	3 / 16 / 1	6 / 9 / 4	8 / 9 / 2
(ウ)	1 / 16 / 2	2 / 17 / 0	7 / 9 / 4	9 / 8 / 2
(エ)	3 / 11 / 5	4 / 12 / 3	4 / 9 / 7	6 / 9 / 4
(オ)	3 / 4 / 12	4 / 4 / 11	4 / 3 / 13	5 / 1 / 12

(他案での回答も含む)

【◎/○/×】	(a)	(b)	(c)	(d)
(ア)	4 / 26 / 7	6 / 32 / 2	10 / 19 / 8	16 / 19 / 1
(イ)	5 / 24 / 8	7 / 32 / 1	12 / 16 / 9	16 / 17 / 3
(ウ)	6 / 21 / 10	9 / 24 / 4	13 / 14 / 12	19 / 12 / 6
(エ)	7 / 15 / 15	11 / 15 / 11	9 / 13 / 16	15 / 12 / 10
(オ)	5 / 6 / 26	6 / 5 / 26	5 / 5 / 29	6 / 3 / 28

### Ⅲ. その他の課題に対する対応

問4. その他、現行基準で具体的な見直し要望事項がありますか。(問3で記入したものは除く)

- ① なし                   【53】  
② あり(下記)           【16】   ・・・記入内容は割愛  
    (N/A)               【9】

問5. 補装具費支給判定(適合判定)にあたって、判定前の試用等で他機関と連携していることがありますか。

- ① なし                   【36】  
② あり(下記)           【39】   ・・・記入内容は割愛  
    (N/A)               【3】

問6. その他、補装具費支給判定に関して、ご意見ご要望がございましたら、ご記入ください。

【24】

重度障害者用意思伝達装置の導入支援と補装具制度に関する調査 (保健所用)

※回収集【262/460】

I. 保健所組織について

問1. 貴保健所の構成について

- (1) 保健所名 【⇒ \_\_\_\_\_】
- (2) 保健師数 【⇒ \_\_\_\_\_ 名  
(うち、難病担当 (専従) \_\_\_\_\_ 名、(兼担) \_\_\_\_\_ 名)】  
※兼担・・・他の業務分掌 (感染症等) も担当する専任保健師とします。
- (3) 他の医療専門職  
医師数 【 \_\_\_\_\_ 名 】、看護師数 【 \_\_\_\_\_ 名 】  
理学療法士数 【 \_\_\_\_\_ 名 】、作業療法士数 【 \_\_\_\_\_ 名 】  
その他 ( \_\_\_\_\_ ) 【 \_\_\_\_\_ 名 】

問2. 貴保健所管内での筋萎縮性側索硬化症 (ALS) による難病医療受給者証交付数

- (1) 平成28年10月更新者数 【⇒ \_\_\_\_\_ 名】  
(2) (1) に含まない新規交付者数 (\_\_\_\_月\_\_\_\_日現在) 【⇒ \_\_\_\_\_ 名】

II. ALS患者へのコミュニケーション支援について

問3. ALS患者に対するコミュニケーション支援として、保健所の役割として考えるもの全てをお選びください。(該当項目全てに☑を入れてください。)

- 157  コミュニケーション支援全般への対応
- 191  文字盤等の初歩的なコミュニケーション手段の紹介・教示
- 232  公的制度 (補装具費支給制度等) を利用するための助言・説明
- 145  (制度を利用しての) 意思伝達装置等の導入に向けた環境調整 (支援者指導等)
- 241  専門機関への橋渡し (紹介・引継ぎ)
- 19  その他 【⇒ \_\_\_\_\_】

問4. 貴保健所でのALS患者に対するコミュニケーション支援で、実際に(保健所で)対応可能なもの全てをお選びください。(該当項目全てに☑を入れてください。)

- 204  透明文字盤等のIT機器を用いない手段の紹介
- 124  意思伝達装置等のIT機器を用いない手段の紹介 (説明・デモ)
- 207  障害者総合支援法・補装具費支給制度や日常生活用具給付事業の説明
- 132  管内または近隣の、コミュニケーション機器の取り扱い事業者の紹介
- 66  管内または近隣の、NPOやITサポートセンター等の紹介
- 68  管内または近隣の、コミュニケーション機器の支援を行うNPO等の紹介
- 69  管内または近隣の、コミュニケーション機器の適合等が得意な医療機関の紹介
- 50  管内または近隣の、コミュニケーション機器の適合等が得意な訪問事業者の紹介
- 41  その他 【⇒ \_\_\_\_\_】

問5. 貴保健所でのALS患者に対するコミュニケーション支援で、他機関との連携で対応しているものの全てお選びください。(該当項目全てに☑を入れて、その内容をご記入ください。)

- 139  医療機関 ⇒
- 118  訪問事業所 ⇒
- 104  機器業者 ⇒
- 31  更生相談所 ⇒
- 135  その他 ⇒

### Ⅲ. 障害者総合支援法・補装具支給制度について

問6. 障害総合支援法における補装具費支給制度「重度障害者用意思伝達装置」に関して、いづれも情報提供や対応を行っていますか。何れか1つに☑を入れてください。

※( ) は MA 回答 (51 件) を含む

- 44 ( 91)  患者・家族からの要望や質問があった段階  
(保健所側からの積極的情報提供)
- 45 ( 58)  まだコミュニケーションが可能な早い段階
- 85 (118)  コミュニケーションが困難になりつつある段階
- 0 ( 1)  コミュニケーションが困難になった段階
- 5 ( 8)  病状・時期によらず定期的に (例えば、難病医療受給者証の更新の時など)
- 2 ( 5)  積極的には行わない
- 29 ( 37)  その他 【⇒ \_\_\_\_\_】

問7. 重度障害者用意思伝達装置に関してどのような情報提供や対応を行っていますか。該当項目全てに☑を入れてください。

- 185  制度利用に関する説明 (申請手続き、対象要件など)
- 39  意思伝達装置の試用ができる医療機関の紹介
- 87  意思伝達装置の試用 (借受け) ができる業者の紹介
- 73  意思伝達装置の試用 (借受け) ができる民間団体 (NPO や IT サポートセンター) の紹介
- 55  意思伝達装置の利用指導ができる医療機関の紹介
- 72  意思伝達装置の利用指導ができる業者の紹介
- 55  意思伝達装置の利用指導ができる民間団体 (NPO や IT サポートセンター) の紹介
- 131  他の行政機関 (更生相談所や市役所等) への引継ぎ
- 44  その他 【⇒ \_\_\_\_\_】

問8. 重度障害者用意思伝達装置への対応に関して苦慮することがありますか。該当項目全てに☑を入れて、必要事項 (具体的な内容) をご記入ください。

- 96  制度そのものがわかりにくい (難解である)
- 167  意思伝達装置に関する情報不足 (利用場面や具体的な操作)
- 73  管轄の相違からの情報不足 (都道府県では市町村の対応を把握しづらい)
- 23  管轄の相違からの連携不足 (都道府県から市町村への具体的対応を依頼しづらい)
- 49  その他 【⇒ \_\_\_\_\_】

**I. 補装具としての意思伝達装置の導入対応について**

問 1. 貴施設(機関)では、障害者総合支援法における補装具費支給制度を利用しての重度障害者用意思伝達装置の導入(以下、意思伝導入)に係わったケースがありますか? 該当項目全てに を入れてください。

- 60  ある(ALS 患者) 【⇒ 6  多数 / 41  数例 / 11  一例】
- 25  ある(ALS 以外の神経難病患者) 【⇒ 1  多数 / 13  数例 / 10  一例】
- 4  ある(神経難病以外の障害者) 【⇒ 0  多数 / 1  数例 / 3  一例】
- 52  ない (→ 問 5 へお進みください)

**II. 補装具としての意思伝達装置の導入前後の支援について**

問 2. 貴施設では、意思伝導入前の試用について、試用機(デモ機)をどのように確保していますか? 最も標準的な方法として何れか 1 つに を入れて、必要事項をご記入ください。

- 1  自己の施設で所有している
- 13  他機関等から借りている 【⇒ \_\_\_\_\_】
- 36  業者等から借りている 【⇒ \_\_\_\_\_】
- 7  その他 【⇒ \_\_\_\_\_】

問 3. 貴施設では、補装具としての意思伝導入後の利用支援について、どの程度実施可能ですか? 該当項目全てに を入れてください。

(※【 】外は、両者に ↓)

- 47  入力装置の調整・再適合 【⇒ 31  業務内 / 10  サービス】 3
- 37  本体設定(スキャン速度等)の調整 【⇒ 25  業務内 / 9  サービス】 2
- 53  操作方法の指導 【⇒ 39  業務内 / 8  サービス】 2
- 27  インターネット環境、リモコン関係の設定 【⇒ 13  業務内 / 8  サービス】 2
- 8  その他 【⇒ \_\_\_\_\_】

問 4. 貴施設では、補装具としての意思伝導入前後(試用や利用支援等)について、他機関との連携はありますか? ありの場合は、状況・場面と連携機関、および内容をご記入ください。

**Ⅲ. 意思伝達装置に関する補装具制度での課題について**

問5. 補装具費制度を利用するにあたり、苦慮することがありますか？該当項目全てに☑を入れて、  
必要事項（具体的な内容）をご記入ください。

- 69  制度そのものがわかりにくい（難解である）
- 44  自治体や担当者で対応が異なる場合がある
- 51  支給される要件（対象者の状況）が厳しい・早期に認められないことがある
- 30  利用している機器がすぐ使えなくなるため、判定を待つことができない
- 17  支給をうけた後のフォローが十分に受けられない
- 26  対象となる機種が少ない
- 21  基準にない新しい装置・方式が使えない
- 16  その他

【⇒ \_\_\_\_\_】

※具体的な内容 ⇒

( )